

証券コード 319A

2026年3月13日

(電子提供措置の開始日 2026年3月8日)

株 主 各 位

東京都渋谷区渋谷一丁目3番地18号

ビル・モデルナA402

株式会社技術承継機構

代表取締役
社 長 新 居 英 一

第8回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第8回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

本定時株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっておりますので、以下のいずれかのウェブサイトへアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト

<https://ngt-g.com/meeting/>

東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

上記のウェブサイト（東証上場会社情報サービス）へアクセスのうえ、「銘柄名（会社名）」に「技術承継機構」または「コード」に「319A」（半角）を入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類／PR情報」の順に選択して、ご確認くださいませ。

また、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示のうえ、2026年3月27日（金曜日）午後5時までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2026年3月30日(月曜日)午後3時(受付開始:午後2時30分)
2. 場 所 埼玉県東松山市下野本1414 株式会社豊島製作所 食堂
3. 目的事項
報告事項
1. 第8期(2025年1月1日から2025年12月31日まで)事業報告及び連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第8期(2025年1月1日から2025年12月31日まで)計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案 定款一部変更の件
- 第2号議案 取締役3名選任の件
- 第3号議案 監査役1名選任の件
- 第4号議案 補欠取締役1名選任の件
- 第5号議案 補欠監査役1名選任の件
- 第6号議案 取締役の報酬額改定の件

4. 招集にあたっての決定事項

- (1) 書面(郵送)により議決権を行使された場合の議決権行使書において、各議案につき賛否の表示のない場合は、賛成の意思表示があったものとしてお取扱いいたします。
- (2) 代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方1名を代理人として株主総会にご出席いただけます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。

以 上

~~~~~  
◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上において、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。

◎書面交付請求をいただいた株主様には、電子提供措置事項を記載した書面をあわせてお送りいたしますが、当該書面は、法令及び当社定款第15条第2項の規定に基づき、次にあげる事項を除いております。

- ・事業報告の「事業の経過及び成果」「対処すべき課題」「財産及び損益の状況の推移」「主要な事業内容」「主要な営業所及び工場」「従業員の状況」「主要な借入先及び借入額」「会社の株式に関する事項」「会社の新株予約権等に関する事項」「重要な兼職の状況」「責任限定契約の内容の概要」「補償契約の内容の概要」「役員等賠償責任保険契約の内容の概要」「社外役員に関する事項」「会計監査人の状況」及び「会社の体制及び方針」

- ・連結計算書類の「連結貸借対照表」「連結損益計算書」「連結株主資本等変動計算書」及び「連結注記表」
  - ・計算書類の「貸借対照表」「損益計算書」「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」
  - ・監査報告の「連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書」「会計監査人の監査報告書」「監査役会の監査報告書」
- 当該書面は、監査役が監査報告を作成するに際して監査した書類の一部であります。

# 事業報告

(2025年1月1日から  
2025年12月31日まで)

## 1. 企業集団の現況に関する事項

### (1) 設備投資の状況

当連結会計年度における設備投資の総額は205百万円でありました。

### (2) 資金調達の状況

2025年2月5日をもって東京証券取引所グロース市場に上場し、公募増資及びオーバーアロットメントによる売出しに関連した第三者割当増資により、総額1,772百万円の資金調達を行いました。

経常的な資金調達については、「主要な借入先及び借入額」に記載しております。

### (3) 重要な親会社及び子会社の状況

#### ① 親会社の状況

該当事項はありません。

#### ② 重要な子会社の状況

| 名称                        | 出資比率 | 主要な事業内容                      |
|---------------------------|------|------------------------------|
| 株式会社豊島製作所                 | 100% | 冷間鍛造、薄膜材料の開発・製造              |
| TOSHIMA(THAILAND)CO.,LTD. | 100% | 冷間鍛造                         |
| 株式会社東洋マーク                 | 100% | 樹脂プリント、樹脂加工                  |
| FAシンカテクノロジー株式会社           | 100% | 自動はんだ付装置等の開発・製造              |
| エムエスシー製造株式会社              | 100% | シート材・コイル材切断機の製造・販売           |
| 株式会社篠原製作所                 | 100% | 高機能フィルム・金属箔・紙等の加工機・巻取機的设计・製造 |
| 京和精工株式会社                  | 100% | 各種産業機器・機械の部品の切削加工            |
| 株式会社キンポーメルテック             | 100% | 精密板金加工、金属箔加工                 |
| 株式会社エアロクラフトジャパン           | 100% | CFRP(炭素繊維強化プラスチック)製品の設計・製造   |
| 株式会社天鳥                    | 100% | 各種産業機器・機械の部品の切削加工            |
| 株式会社ティオック                 | 100% | 工事用保安機器の製造                   |

| 名称              | 出資比率 | 主要な事業内容                        |
|-----------------|------|--------------------------------|
| 株式会社ミヤサカ工業      | 100% | センターレス研削・平面研削加工と自社開発製品の販売      |
| 株式会社サンテック産業     | 100% | 焼鈍、ショットブラスト、金属表面潤滑処理           |
| 株式会社神田鉄工所       | 100% | 各種産業機器・機械の切削加工                 |
| 株式会社アルファシステム    | 100% | 電源機器の設計・製造・販売                  |
| 株式会社山泰製作所       | 100% | 精密切削加工・組立                      |
| 株式会社山泰鋳工所       | 100% | 鋳造                             |
| 株式会社多賀製作所       | 100% | 自動車用ブレーキ及びEVの金属ばね部品の製造         |
| 多賀精密五金（天津）有限公司  | 100% | 自動車用ブレーキ及びEVの金属ばね部品の製造         |
| 株式会社アドバンス       | 100% | フォークリフトの中古販売・買取・輸出・レンタル・メンテナンス |
| 株式会社NGTGトレーディング | 100% | 譲受先各社用会計システム等の仕入販売及び余剰資金の運用    |

(4) 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況  
 当社グループは、当連結会計年度において下記のとおり株式を取得しております。

|          |                      |
|----------|----------------------|
| 2025年4月  | 株式会社ミヤサカ工業           |
| 2025年4月  | 株式会社サンテック産業          |
| 2025年8月  | 株式会社神田鉄工所            |
| 2025年8月  | 株式会社アルファシステム         |
| 2025年10月 | 株式会社山泰製作所及び株式会社山泰鋳工所 |
| 2025年10月 | 株式会社多賀製作所（子会社5社）     |
| 2025年10月 | 株式会社アドバンス（子会社1社）     |

## 2. 会社役員に関する事項

### (1) 取締役及び監査役の氏名等

| 地位      | 氏名    | 担当     |
|---------|-------|--------|
| 代表取締役社長 | 新居英一  |        |
| 取締役     | 堀江藍子  | 承継支援部長 |
| 取締役     | 志賀俊之  |        |
| 監査役     | 岩間正俊  |        |
| 監査役     | 沖田美恵子 |        |
| 監査役     | 檜原英治  |        |

- (注) 1. 取締役堀江藍子氏の戸籍上の氏名は、亀田藍子であります。
2. 取締役志賀俊之氏は、社外取締役であります。
3. 監査役沖田美恵子氏、檜原英治氏は、社外監査役であります。
4. 志賀俊之氏は、上場企業の代表取締役として経営に携わった経験があり、会社経営者としての豊富な経験や実績、幅広い見識による適切な助言を期待し、社外取締役に選任しております。なお、当事業年度末日現在、当社と同氏の間には人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係はありません。
5. 沖田美恵子氏は、検事及び弁護士として高度な専門的知識と幅広い見識、豊富な経験を有し、企業法務に精通していることから、当社の社外監査役として適任であると判断しております。なお、当事業年度末日現在、当社と同氏の間には人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係はありません。
6. 檜原英治氏は、税理士及び公認会計士として高度な専門的知識と幅広い見識、豊富な経験を有し、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。企業経理及び財務に精通していることから、当社の社外監査役として適任であると判断しております。なお、当事業年度末日現在、当社と同氏の間には人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係はありません。
7. 小暮克夫氏の辞任により法令に定める監査役会に1名の欠員が生じたため、東京地方裁判所に一時監査役の選任の申し立てを行い、2025年5月13日付で檜原英治氏が一時監査役に選任され、就任いたしました。
8. 当社は、取締役志賀俊之氏、監査役沖田美恵子氏及び檜原英治氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

### (2) 事業年度中に退任した取締役及び監査役

| 退任時の地位 | 氏名   | 退任時の担当及び重要な兼職の状況    | 退任日        |
|--------|------|---------------------|------------|
| 監査役    | 丹羽杏梨 | —                   | 2025年3月31日 |
| 監査役    | 小暮克夫 | 税理士<br>小暮克夫税理士事務所代表 | 2025年5月13日 |

(注) 監査役丹羽杏梨氏及び小暮克夫氏は、辞任による退任であります。

### (3) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等

- ① 役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針

当社は、役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針について「役員報酬規程」及び「監査役会規則」により定めています。

取締役の金銭報酬の額は、2024年3月29日開催の定時株主総会において年額25百万円以内（使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない）と決議されております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は3名（うち、社外取締役は1名）です。監査役の金銭報酬の額は、2024年3月29日開催の定時株主総会において年額25百万円以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は3名です。

## ② 当事業年度に係る報酬等の総額等

| 役員区分               | 報酬等の総額<br>(百万円) | 報酬等の種類別の総額(百万円) |        |       | 対象となる<br>役員の員数<br>(名) |
|--------------------|-----------------|-----------------|--------|-------|-----------------------|
|                    |                 | 固定報酬            | 業績連動報酬 | 退職慰労金 |                       |
| 取締役<br>(社外取締役を除く。) | 23              | 23              | -      | -     | 2                     |
| 監査役<br>(社外監査役を除く。) | 7               | 7               | -      | -     | 1                     |
| 社外取締役              | 2               | 2               | -      | -     | 1                     |
| 社外監査役              | 8               | 8               | -      | -     | 4                     |

(注) 当事業年度末日時点の取締役は3名（うち社外取締役は1名）、監査役は3名（うち社外監査役は2名）であります。上記の支給員数と相違しておりますのは、退任した監査役が2名含まれているためであります。

## ③ 使用人兼務役員の使用人分給与のうち重要なもの 該当事項はありません。

(注) 本事業報告中の記載金額は表示単位未満を四捨五入表示しております。

# 株主総会参考書類

## 第1号議案 定款一部変更の件

### 1. 提案の理由

「産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律」(令和3年法律第70号)施行により、場所の定めのない株主総会(いわゆるバーチャルオンリー株主総会)を開催することが可能となりました。

当社といたしましては、感染症や自然災害を含む大規模災害や社会全体のデジタル化の進展等も念頭に、選択可能な株主総会の開催方式を拡充することが株主の皆様の利益に資すると考えますので、場所の定めのない株主総会を開催できるよう、定款第12条第2項を追加するものであります。

なお、本議案に基づく定款変更の効力発生は、本株主総会での決議を条件として生じるものとします。また、改正後の産業競争力強化法に基づき株主総会を場所の定めのない株主総会とすることに関する経済産業大臣及び法務大臣の確認は受けておりません。

### 2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

| 現行定款                                                                                                                                                                    | 変更案                                                                                                                                                                                 |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>(招集)</p> <p>第12条 当会社の定時株主総会は、毎事業年度末日の翌日から3か月以内にこれを招集し、臨時株主総会は、随時必要に応じて招集する。</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> | <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>(招集)</p> <p>第12条</p> <p>1. 当会社の定時株主総会は、毎事業年度末日の翌日から3か月以内にこれを招集し、臨時株主総会は、随時必要に応じて招集する。</p> <p>2. 当会社の株主総会は、場所の定めのない株主総会とすることができる。</p> |

## 第2号議案 取締役3名選任の件

取締役全員（3名）は本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役3名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりです。

| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日)                              | 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                                          | 所有する当社株式の数 |
|-------|-------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| 1     | あらい えいいち<br>新居 英一<br>(1983年4月5日)<br>〈再任〉  | 2007年4月 みずほ証券(株) 入社<br>2009年12月 (株)産業革新機構 入社<br>2018年7月 当社設立 代表取締役社長(現任)                                                                                                                                                                    | 5,797,634株 |
| 2     | ほりえ あいこ<br>堀江 藍子<br>(1984年12月11日)<br>〈再任〉 | 2007年4月 みずほ証券(株) 入社<br>2016年2月 (株)みずほ銀行 転籍<br>2019年4月 みずほ信託銀行(株) 転籍<br>2022年11月 当社取締役 兼 承継支援部長(現任)                                                                                                                                          | 112,000株   |
| 3     | しが としゆき<br>志賀 俊之<br>(1953年9月16日)<br>〈再任〉  | 1976年4月 日産自動車(株) 入社<br>2005年6月 同社代表取締役 最高執行責任者<br>2013年11月 同社代表取締役副会長<br>2015年6月 (株)産業革新機構 代表取締役会長<br>2022年11月 当社 社外取締役(現任)<br>2023年1月 (株)and Capital 社外取締役(現任)<br>2024年12月 (株)スマートドライブ 社外取締役(現任)<br>2025年6月 ダイナミックマッププラットフォーム(株) 社外取締役(現任) | —          |

- (注) 1. 新居英一氏は、会社法第2条第4号の2に定める親会社等であります。
2. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
3. 取締役候補者堀江藍子氏の戸籍上の氏名は、亀田藍子であります。
4. 志賀俊之氏は社外取締役候補者であります。
5. 当社は、取締役候補者志賀俊之氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。
6. 志賀俊之氏は、企業経営及び我が国の産業界に係る豊富な経験に基づく幅広い見識を有しており、当社経営戦略上、有用な意見・助言を当社グループの経営に活かしていただくことを期待し、当社の社外取締役候補者としております。
7. 志賀俊之氏の当社社外取締役就任期間は、本定時株主総会の終結の時をもって3年4か月となります。
8. 当社は社外取締役が期待される役割を十分発揮できるよう、現行定款第28条において、社外取締役との間で任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結できる旨を定めております。これにより、社外取締役候補者である志賀俊之氏は、当社との間で法令に定める額を限度として賠償責任を限定する責任限定契約を締結しており、同氏の再任が承認された場合、上記責任限定契約を継続する予定です。
9. 当社は、各候補者との間で、当社と会社法第430条の2第1項に規定する補償契約を締結しております。当該契約では、同項第1号の費用及び同項第2号の損失を法令の定める範囲内において、当社が補償することとしております。3氏の選任が承認された場合、当社は3氏との間で、引き続き本契約を継続する予定であります。
10. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる損害賠償金及び争訟費用等の損害を当該保険契約により填補することとしております。各候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。なお当該契約の保険料は、当社が全額負担しております。

### 第3号議案 監査役1名選任の件

榎原英治氏は現在一時監査役として就任しており、一時監査役の任期は、本総会で後任の監査役を選任するまでの期間となっており、新たに社外監査役候補者として選任をお願いするものではありません。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりです。

| 氏名<br>(生年月日)                              | 略歴、地位及び重要な兼職の状況                                                                                                                     | 所有する当社<br>株式の数 |
|-------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| ならはら えいじ<br>榎原 英治<br>(1980年11月1日)<br>(新任) | 2005年11月 あずさ監査法人 入社<br>2009年7月 公認会計士登録<br>2009年12月 税理士登録<br>2010年11月 税理士法人優和 入社<br>2025年4月 税理士法人優和 社員税理士(現任)<br>2025年5月 当社一時監査役(現任) | —              |

- (注) 1. 候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 候補者は社外監査役候補者であります。
3. 当社は、監査役候補者榎原英治氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。
4. 榎原英治氏は、税理士及び公認会計士として高度な専門的知識と幅広い見識、豊富な経験を有し、企業経理及び財務に精通していることから、業務執行に対する適切な監査等を期待し、当社の社外監査役候補者としております。
5. 榎原英治氏の当社社外監査役就任期間は、本定時株主総会の終結の時をもって11か月となります。
6. 当社は、会社法第427条第1項に基づき、榎原英治との間において、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令が定める最低責任限度額としております。同氏の選任が承認された場合は、同氏との当該契約を継続する予定であります。
7. 当社は、榎原英治氏との間で、会社法第430条の2第1項に規定する補償契約を締結しております。当該補償契約では、同項第1号の費用及び同項第2号の損失を法令の定める範囲内において当社が補償することとしております。同氏の選任が承認された場合、当社は同氏との間で、引き続き本契約を継続する予定であります。
8. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる損害賠償金及び争訟費用等の損害を当該保険契約により填補することとしております。候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。なお当該契約の保険料は、当社が全額負担しております。

#### 第4号議案 補欠取締役1名選任の件

法令に定める取締役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠取締役1名の選任をお願いするものであります。

なお、候補者である豊田哲朗氏の選任の効力は、就任前に限り、取締役会の決議によりその選任を取り消すことができるものとさせていただきます。

補欠取締役候補者は、次のとおりです。

| 氏名<br>(生年月日)                       | 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                                                                                                             | 所有する当社株式の数 |
|------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| とよだ てつろう<br>豊田 哲朗<br>(1962年11月10日) | 1986年4月 東京海上火災保険(株)入社<br>2001年7月 (株)MKS/パートナーズ入社<br>2008年5月 デロイトトーマツFAS(株)アドバイザー<br>2009年9月 (株)産業革新機構入社<br>2012年6月 同社投資事業グループ執行役員マネージングディレクター<br>2013年6月 同社専務執行役員マネージングディレクター<br>2016年6月 同社専務取締役共同投資責任者兼投資事業グループ長<br>2020年6月 (株)INCJ(産業革新機構から社名変更)専務取締役最高投資責任者兼投資事業グループ長<br>2025年6月 同社専務取締役最高投資責任者兼投資事業グループ長退任 | —          |

- (注) 1. 候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。  
2. 豊田哲朗氏は、補欠の社外取締役候補者であります。  
3. 豊田哲朗氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、同氏が社外

取締役就任時には、同氏を同取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出る予定であります。

4. 豊田哲朗氏は、社外取締役の経験等から、当社の経営の監督とチェック機能を適切に遂行する能力を有しており、当社経営戦略上、有用な意見・助言を当社グループの経営に活かしていただくことを期待し、補欠の社外取締役候補者として選任をお願いするものであります。
5. 当社は社外取締役が期待される役割を十分発揮できるよう、現行定款第28条において、社外取締役との間で任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結できる旨を定めております。当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令が定める最低責任限度額としております。補欠の社外取締役候補者である豊田哲朗氏との間におきましても、社外取締役就任時に当該契約を締結する予定であります。
6. 当社は、取締役との間で、当社と会社法第430条の2第1項に規定する補償契約を締結しております。当該契約では、同項第1号の費用及び同項第2号の損失を法令の定める範囲内において、当社が補償することとしております。補欠の社外取締役候補者である豊田哲朗氏との間におきましても、社外取締役就任時に当該契約を締結する予定であります。
7. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる損害賠償金及び争訟費用等の損害を当該保険契約により填補することとしております。豊田哲朗氏が社外取締役に就任した場合、同氏は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。なお当該契約の保険料は、当社が全額負担しております。

**第5号議案 補欠監査役1名選任の件**

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本選任につきましては、就任前に限り、監査役会の同意を得て、取締役会の決議によりその選任を取り消すことができるものとさせていただきます。

また、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は、次のとおりです。

| 氏名<br>(生年月日)                       | 略歴、地位及び重要な兼職の状況                                                                                                                                        | 所有する当社株式の数 |
|------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| かわだ たかゆき<br>川田 崇之<br>(1980年10月16日) | 2003年10月 朝日監査法人（現有限責任あずさ監査法人）入社<br>2007年6月 公認会計士登録<br>2017年8月 川田公認会計士事務所開設（現任）<br>2018年10月 税理士登録<br>2024年7月 つばめ監査法人社員（現任）<br>2025年4月 日本公認会計士協会 研究員（現任） | —          |

- (注) 1. 候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 川田崇之氏は、補欠の社外監査役候補者であります。
3. 川田崇之氏は公認会計士及び税理士としての豊富な経験や企業会計に関する専門的な知識及び経験を有しており企業経営及び財務に精通していることから、業務執行に対する適切な監査等を期待し、補欠の社外監査役候補者としております。
4. 川田崇之氏が社外監査役に就任した場合には、当社との間で会社法第427条第1項に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結予定であり、当該契約に基づく賠償の限度額は、法令が定める最低責任限度額であります。
5. 川田崇之氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、同氏が社外監査役に就任した場合には、同氏を同取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出る予定であります。
6. 当社は、監査役との間で、当社と会社法第430条の2第1項に規定する補償契約を締結しております。当該契約では、同項第1号の費用及び同項第2号の損失を法令の定める範囲内において、当社が補償することとしております。補欠の社外監査役候補者である川田崇之氏との間におきましても、社外監査役就任時に当該契約を締結する予定であります。
7. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる損害賠償金及び争訟費用等の損害を当該保険契約により填補することとしております。川田崇之氏が社外監査役に就任した場合、同氏は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。なお当該契約の保険料は、当社が全額負担しております。

## 第6号議案 取締役の報酬額改定の件

当社の取締役の報酬等の額は、2024年3月29日開催の第6回定時株主総会において、年額25百万円以内（使用人兼務取締役の使用人分給与を含みません。）とご承認いただいて今日に至っておりますが、その後の経済情勢の変化及び取締役の責務や期待される役割が増大していること等諸般の事情を考慮して、取締役の報酬等の額を年額100百万円以内（うち社外取締役分は10百万円）に改定させていただきたいと存じます。

本議案は、当社の事業規模、現在の役員の員数及び今後の動向等を総合的に勘案しつつ、取締役会で決定しており、相当であるものと判断しております。

なお、現在の取締役は3名（うち社外取締役1名）ですが、第2号議案「取締役3名選任の件」が承認可決されますと、取締役は3名（うち社外取締役1名）となります。

以上

# 株主総会会場ご案内図

会場 埼玉県東松山市下野本1414  
株式会社豊島製作所 食堂



- 交通 東武東上線東松山駅下車（池袋駅から急行で55分）。東松山駅東口よりタクシーで7分。  
JR熊谷駅北口から国際十王バスで東松山駅下車（約40分）。東松山駅東口よりタクシーで7分。

（お車でのご来場はご遠慮ください）

**北側からの入場は禁止（工場敷地内の侵入は不可）とし、  
南側からの入場のみ可能です。**